# こもろーき通信

小諸労働基準監督署 〒384-0017 小諸市三和1-6-22 佐久公共職業安定所 〒385-8609 佐久市原565-1



### 冬季労働災害防止対策をお願いします!!

北信越地域である新潟・富山・石川・福井・長野労働局合同で、令和6年12月1日から令和7年2月28日の間、冬季無災害運動を行っています。 当期間中は本格的な積雪シーズンとなりますので、

- ●交通事故:チェーンや冬用タイヤの早めの装着、 急発進、急加速、急ハンドル、急ブレーキをしな い、二輪車は特に注意
- ●転倒:耐滑性の高い靴の着用、滑止めマットなどの使用、除雪の徹底
- ●雪下ろし時の墜落:保護帽と墜落制止用器具の 着用、2名以上での作業を徹底
- ●除雪機の刃部との接触:点検調整時の電源オフとその明示、除雪エリアへの立入禁止とその明示などについて取組をお願いいたします。

なお、年末年始(12月1日から1月15日)の期間は『年末年始無災害運動(主唱:中央労働災害防止協会、後援:厚生労働省)』も行っているので、ご確認をお願いいたします。







## 年末年始における年次有給休暇の取得促進を お願いします!

令和6年も残すところわずかとなってきました。年末年始は催し物が多く、私生活も忙しい時期です。そこで、事業主の皆様におかれましては、この時期に合わせ、労働者が積極的に年次有給休暇を取得できる取組をお願いします。

また、年次有給休暇に関して当署に「年休を申請すると必ず理由を聞かれる。」「理由を書かないと年休を認めてくれない。」という相談が多く寄せられます。年次有給休暇の取得にあたってはあらかじめ取得する時季を指定することが労働基準法の要件ですが、取得する理由を使用者に申告することは法定要件ではありません。判例(昭 41 (オ)第 1420 号)においても「年次休暇の利用目的は労基法の関知しないところであり、休暇をどのように利用するかは、使用者の干渉を許さない労働者の自由である、とするのが法の趣旨である、と解するのが相当である。」と示されています。

年次有給休暇の取得促進に向け、このような運用がなされていないか確認 をお願いします。



#### 12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です!

職場内のハラスメントだけでなく、「カスタマーハラスメント」が問題視されるようになってきました。カスハラ対策として取り組むべき主な事項は、以下のとおりとされています。

- ・日ごろから顧客と対等の関係を築く(「お客様第 ー主義」となっていないか?)
- カスハラを許さないことを明確にする(お客様 への周知)
- カスハラ対応マニュアルを作成する
- ・カスハラの判断基準を社内で共有する
- ・クレームを社内で共有する仕組みを作る
- ・カスハラ相談窓口を設置する

こうしたカスハラ対策に取り組むことが、職場 環境の向上につながり、人材確保や離職率の低下 にもつながります。カスハラは、パワハラやセク ハラと異なり、顧客が相手ということで、判断が

難しい場合もあります。しかし、不当な要求な どの過度なハラスメントに該当する行為には、

毅然とした態度を取ることが必要です。■■







## 障害者就職相談会のご案内

障害者就職相談会につきまして、下記の日程 で開催いたします。障害者雇用を検討している 事業所であれば申込が可能です。

●開催日・・・・令和7年2月13日(木)

●開催日場所・・・佐久市市民創錬センター

●開催時間・・・・13:00~16:00

●募集企業数・・・20 社程度

●参加申込期限・・令和 6 年 12 月 26 日 (木) ※メールか郵送でお申込みください。

 $\hbox{$E-$mail: $saku-$senmon@mhlw.go.jp}$ 

【問い合わせ先】ハローワーク佐久

専門援助部門

TEL: 0267-62-8609 (部門コード 44井)

#### 【編集後記】

師走の折、何かと気ぜわしい時期ですが、くれぐれも ご安全に! 無災害職場を維持して、笑顔で新年を迎 えましょう! (第33号:令和6年12月発行) ✓